

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から同年6月までの期間及び7年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月から同年6月まで
② 平成7年4月から同年5月まで

申立期間については、私の銀行口座に私の父親から毎月15万円を送金してもらい、その中から毎月、口座引落により国民年金保険料を納付していた。大学在学中の平成5年4月から9年3月までの期間については、住所も変わっておらず、継続して国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、いずれも2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、「普通預金月中取引記録表」により確認可能な平成7年1月から同年7月までの期間において、申立人の父親から、毎月15万円が申立人の銀行口座に振込まれていることが確認できる上、申立期間を除き、国民年金保険料が、当該口座から引き落とされていることが確認できることから、申立人は、銀行口座に送金された中から国民年金保険料を基本的に口座引落としにより、定期的に納付していたものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は、平成9年7月に作成された納付書により国民年金保険料を納付していることが確認できることから、口座引落ができなかった国民年金保険料については、後日送付された納付書により、現金で納付していたものとするのが自然である。

加えて、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認され、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 3 月に会社を辞め、同年 4 月に帰省し、1 年間くらい国民年金に加入していなかったため、47 年 6 月ごろ、私の父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの間、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間については、47 年の夏ごろ、私の父親から洋裁学校の教材費と国民年金保険料を合わせて 1 万 5 千円くらいもらい、その中から申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で一括して納付したことを覚えている。その時、もらった手書きの領収書を父親に渡した後、紛失してしまったが、国民年金保険料を納付したことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月間と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 6 月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間は納付期限の時効到来前である上、申立人は、「1 年間ほど国民年金に未加入であったため、父親が昭和 47 年の 6 月ごろ加入手続きを行い、その夏ごろ、それまで未加入であった期間の国民年金保険料を洋裁学校の教材費と合わせて 1 万 5 千円くらいもらった中から一括納付した。」と詳細かつ具体的に述べていることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月26日から30年9月20日まで
② 昭和31年6月1日から同年8月17日まで
③ 昭和31年8月16日から33年8月30日まで

私は、脱退手当金を請求した覚えは無く、同制度があることも知らなかった。私の勤めていた会社では退職金も無かったことから、退職金と脱退手当金を勘違いしたということもない。また、脱退手当金が支払われたとされる日は、会社を辞めてから1年以上も経過しており、私は、その間に帰郷し、結婚して姓も変わっている。自分で手続きをしたのであれば、申立期間前に勤めていた会社における18か月分も同時に請求したはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年後の昭和34年9月21日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である3回の被保険者期間は同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は

昭和 34 年 3 月 31 日の婚姻により改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで
昭和 52 年 6 月に、友人と 2 人で町役場に行き、国民年金の加入手続を行い、2 年間分さかのぼって 3 万円の国民年金保険料を銀行で納付したことを記憶している。一緒に納付した友人は納付済みとなっているのに、私だけが未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 12 月に払い出されていることが確認できる上、市が保管する国民年金被保険者納付記録票により、同年同月に国民年金の任意加入手続が行われていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は、「昭和 52 年 6 月、友人と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を友人と一緒にさかのぼって一括納付した。」と主張しているが、その友人については、昭和 47 年 4 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、当該友人は、「申立期間の国民年金保険料については私の妹に頼んで納付したと思う。」と述べており、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 476

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年9月まで

私は、昭和43年1月、転居し、転居先の集落の区長に私の国民年金の加入手続を行ってもらい、加入後は毎月、当該区長に国民年金保険料を納付していた。その後、集落の役員改選で、私が、43年4月から会計係となった。会計係は、役場駐在員として国民年金保険料や国民健康保険税等の徴収義務を負う区長の補佐役であり、このような役を担っていた私が、申立期間の国民年金保険料を未納のままにしておくはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、同年6月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、その時点では、申立期間は、国民年金の未加入期間であったと推認されるとともに、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を集落の集金人に納付していた。」と主張しているが、申立期間は、国民年金の未加入期間であったと推認されることから、集金人に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの期間及び 53 年 7 月から 55 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月まで
: ② 昭和 53 年 7 月から 55 年 1 月まで

申立期間については、会社に勤務しており、その会社の社長から国民年金保険料だけは納付するよう勧められ、社長に国民年金の加入手続を行ってもらった。国民年金保険料は、給与から天引きしてもらい、会社の社長から納付してもらっていたので、申立期間が未納や申請免除のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が勤務していた会社の社長が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする当時の会社の社長は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間②については、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の欄に「不在 54」の記述が確認できることから、申立人は、昭和 54 年ごろから、所在不明となっていたものと推認され、54 年ごろの国民年金保険料については納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人には、申立期間以外にも、複数の国民年金の未加入期間及び国民年金保険料の未納期間が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 16 日から 45 年 9 月 25 日まで
申立期間において勤務していたA社B支店に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、記録が無い旨の回答があった。

私は、昭和 33 年 11 月 1 日にC社に入社し、継続して勤務していたが、系列会社のD社を 44 年 12 月 16 日に退社後、同日付で別の系列会社の申立事業所に勤務した。申立期間において、給料は申立事業所からもらっており、社会保険料及び税金も控除されていた。なお、申立事業所は、45 年 9 月 25 日付けでE社に商号変更された。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げる元同僚の証言により、申立期間において、申立人がA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、元同僚から聴取したところ、同人は、当該事業所、D社及びE社において申立人と一緒に勤務していたとしているものの、社会保険庁の記録により、申立期間について、申立人と同様に、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、当該事業所は既に全喪している上、元同僚から聴取した結果、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、証言等は得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月11日から36年2月1日まで
② 昭和36年2月8日から41年4月21日まで

年金受給の手続きに社会保険事務所へ出向いた際、申立期間について、脱退手当金を受給していると知らされ驚いた。その際に、初めて脱退手当金制度も知った。社会保険事務所の場所を知ったのは、夫が亡くなった時に通知が届いて訪ねたのが最初である。

帰郷後にA県へ行ったこともなく、社会保険事務所の場所も知らない私が、脱退手当金をどこで誰から支給されたことになっているのか知りたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約10か月後の昭和42年2月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。